

《講演》

極東國際軍事裁判研究プロジェクト特別企画 ——トーク・セッション「東京裁判をめぐる再評価」・記録——

[編] 極東國際軍事裁判研究プロジェクト

I 式次第

- 1 期 日：平成25年11月2日(土)
- 2 実施場所：國立館大學世田谷キャンパス中央図書館地下1階多目的ホール
- 3 主 催：極東國際軍事裁判研究プロジェクト運営委員会
(委員長：渡辺則芳)
- 4 協 贊：國立館大學法学部比較法制研究所
- 5 講師等
 - (1) 乾 正人氏講演：15：00～15：30（産經新聞社編集長・論説委員）
演題 「戦後史の報道について」
 - (2) 東郷和彦氏講演：15：30～16：00（元駐オランダ大使/京都産業大学教授）
演題 「東京裁判に想う」
 - (3) トーク・セッション「東京裁判をめぐる再評価」16：10～17：00
東郷和彦氏+乾正人氏+池田十吾國立館大学政経学部教授（コーディネータ）
 - (4) 総合司会：片山等（國立館大學法学部教授）

II 講演内容

- 1 乾正人氏（産經新聞社編集長・論説委員）

講演「戦後史の報道について」

本日はお招きいただきましてありがとうございます。私は産經新聞で平成元年から政治記者をしており、またたく間に四半世紀が過ぎました。

さて、今日は若い方を対象に、占領時代の話をさせていただきます。私も昭和37年生まれですから全く占領時代は知らないのですが、しかしメディアの現場にいますと、やはり歴史を知らないと商売になりません。特に政治家や役人相手の政治記者は、歴史を学ばないと今起こっていることの本当の意味がわからないのです。例えば現在、スノーデンの告発をきっかけに明るみになったドイツのメルケル首相の携帯電話盗聴事件がありますが、なぜアメリカによって盗聴されていたのだと思いますか。それは、ドイツが第二次世界大戦におけるアメリカの敵国であったことも影響していると思います。つまり、昭和20年8月15日に戦争が終わったのではなく、戦争は未だに終わっていないのです。よって今日においても東京裁判の話が論争になり、慰安婦の問題が日韓関係を、そして南京事件の話が日中関係を揺るがすのです。また、ドイツの首相が盗聴される一方で、日本の首相はなぜ盗聴されないか、これだけでも博士論文が書けるテーマでしょう。

ここで盗聴に関して言えば、ロシアや中国も盗聴をしています。特に、中国は非常に分かりやすい盗聴や言論統制をしています。例えば、中国では、NHKの国際放送でアナウンサーがウイグルと言った途端にテレビが真っ黒になり、その話が終わるとすぐに元通りに映ります。また、電話は全て盗聴可能で、もちろん警戒している人物宛ての手紙も開封されています。したがって重要な話は、会って話をする他ありません。中国は現在も、日本の戦前よりも厳しい監視社会です。

先程のアメリカによる盗聴の話に戻りますが、現在、日本は首相であっても大した監視対象にはなっていません。一方、アメリカにとって日本は同盟国である、と日本は言いますが、それは日本の片思いであって、アメリカから軍事・政治情報の機密は伝えられていません。一部の潜水艦、またアメリカ海軍第七艦隊の空母を実質的に護衛している護衛艦は、限定された機密情報はもらっています。なぜならそれをしないと米軍もうまく活動できないからですが、機密にわたる情報はほとんどアメリカから来ていません。なぜ特定秘密保護法がいるかというと、アメリカの機密情報の一部を日本が共有で

きなければ、中国に対抗できないからです。つまりこの法案は、米軍の持っている軍事機密の提供を最大の目的としているのです。

メディアにおいても戦争は終わっていません。東京裁判を傍聴した産経新聞の前身の一つである時事新報の政治記者が、東京裁判の取材について「裁判担当の日本記者団には、外国記者とは別の部屋があてがわれ、GHQの監督官のもとで活動した。法廷への出入りや弁護団の取材は自由であった。しかし各国検察官、裁判官の取材は禁止。また記事はすべてGHQの検閲を受ける」と書いています。さて、東京裁判は、昭和21年5月3日に始まり、昭和23年11月12日の判決で終了となります。ここで何かがおかしいと思いませんか。東京裁判の途中である昭和22年5月3日に、日本国憲法は施行されているのです。憲法21条2項には、「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」とあります。要するに明白な憲法違反を、実質的に憲法を作ったGHQがしたことがわかります。昭和20年9月29日、天皇陛下とマッカーサーの写真が掲載された新聞を、戦前制定された新聞紙法に基づき内務省が頒布禁止にします。これをGHQが咎めるなどの混乱がありました。この直前に日本側に通達されたいわゆるプレスコードをもとに、GHQによる新聞の事前検閲が昭和20年10月9日から始まりました。対象は朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、東京新聞です。産経新聞が東京で発行されたのは昭和25年からであるため、産経新聞は事前検閲を受けていません。事前検閲は憲法が施行されてからも昭和23年7月まで続き、事前検閲廃止後も事後検閲に移行されます。また、新聞紙法は昭和24年5月24日に正式廃止になります。昭和20年8月15日まで日本の新聞は内務省の、ラジオは通信省の検閲下にあり、その後は言論が自由になったとかなりの人がいまだに思っていますが、しかしこれは一種の洗脳で、刷り込まれているのです。

刷り込みを受けた朝日、毎日、読売、日経、東京新聞の中で、特に朝日新聞はGHQの検閲・諜報・宣伝工作の対象となりました。参考ですが、早稲田大学名誉教授でいらっしゃる山本武利さんの『GHQの検閲・諜報・宣伝

工作』（岩波書店）という本があります。ぜひとも読んでいただきたい本ですが、これは亡くなられた江藤淳さんの『閉ざされた言語空間——占領軍の検閲と戦後日本』があったからこそ出来た本である、といっても過言ではないでしょう。先駆研究があったから今の研究があるのです。

さて、各社は徹底的な検閲を受けましたが、検閲対象になったのは例えば占領米軍兵士による婦女暴行事件等で、これはほとんどが報道されませんでした。GHQの検閲の巧みな点は検閲の跡を残さないことです。戦前の検閲は、○○××といった伏字を使用しました。削除した所がわかる、つまり検閲したこと自体が明確となる方法を戦前の内務省はしていたのですが、GHQの場合は痕跡がわからないように、つまり検閲したこと自体がわからないように直しました。この事前検閲制度というのは、戦後のメディアの体质を決定づけるほどの影響を与えたといえます。

昭和20年12月8日より「太平洋戦争史」というGHQが提供した連載記事が、全ての新聞に掲載されました。これは罪の意識を日本人に植え付ける目的のもので、記事を掲載しないことは許されませんでした。同時にNHKで、いわゆる南京事件や戦地における日本軍の真相、暴虐ぶりを暴くという放送が開始されましたが、これらは全てGHQの検閲下にありました。NHKというのは未だにそうなのですが、その時の権力には従順な機関といえます。戦前は軍部の、占領時はGHQの、戦後の一時期は労組の言いなりでした。

さて、この事前検閲によって、朝日新聞は昭和20年9月18日から二日間の業務停止命令を受けていますが、その後朝日新聞が最も優等生となり、検閲で注意を受けた回数が一番少ないのです。これはどこの新聞もそうですが、昭和23年7月までは新聞になる前に必ずゲラといってプロトタイプを作るのですが、そのゲラを一言一句、GHQの下部組織の日本人が検閲をしました。これが最盛期で8100人もいましたが、この人たちはその後ほとんど証言をしていません。恥ずかしいことをしたと思っているからです。この検閲は新聞だけではなく、電話、手紙なども対象となりました。電話は10本に1本、手紙も抽出調査で全体の2～3%が検閲されました。さらに要注意人物には、

封書を全て開けて中身を確認し、電話は全て盗聴しましたが、前述しましたように現在もアメリカはこれと同じことをしています。

つまり戦争は未だ終わっていないのであり、終わったと思っているのは日本人だけです。日本人はおめでたいからこれまでやってきたという面もあるけれども、それではこれからどうしようもなくなります。若い人が、情報は作られうこと、真実は一つではないこと、物事にはその裏があることを知らなければ、厳しい国際社会では今後生きていけません。

メディアのみならず教育界などにおいても占領中続いた厳しい検閲は、占領が終了するとなくなります。戦時中の反動で、日本経済新聞以外の4紙は左旋回します。日本政府そして占領終結後は、アメリカ政府の輒が取れたために、中国とソ連が良く見えてしまい、イデオロギー的に片寄った報道がされるようになりました。読売新聞は渡邊恒雄というカリスマ的な人が出てきて輒から一応は断絶を果たしましたが、それでも基本的な東京裁判史観といわれているものからは、その4紙は完全には抜けきっていないといえます。一方で産経新聞は昭和25年から東京での発行を始めているので、その輒を受けていないため、左にあまり行かずすみました。

日本人というのは非常に従順だということが良く分かる資料があります。昭和22年に検閲をしていた少佐と日本の雑誌社との懇談という記録だけかろうじて残っていて、そこに、全て CCD というアメリカの民間検閲局にお任せしている、という発言があります。これは日本国憲法が施行された後の話なので、被占領意識に基づいた言葉であります。独立回復後も続いていることを示しています。

東京裁判におけるA級戦犯の話になりますが、刑死した人は公務死とされています。これをほとんどの新聞は黙殺しています。それは検閲を受けた時の影響が独立後も続いていることを示しています。朝日新聞が靖国にA級戦犯が合祀されていることを大々的に報じたのも「検閲後遺症」といえます。公務死の人を靖国に祀ることを、ことさら重大事にして報道したというのは、占領政策に反対する報道は禁じるという昭和20年9月21日にGHQが発令し

たプレスコードに従ったことによるもの、と私は感じています。

皆さんには、今の日本における様々な問題の根本を考えていただきたいと思います。特に若い学生の皆さんに、今は昔の連続であり、歴史は断絶していないことを申し上げて、私のお話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

2 東郷和彦氏（元駐オランダ大使/京都産業大学教授）

講演「東京裁判に想う」

皆さん、こんにちは。東郷和彦です。よろしくお願ひします。

若い学生さん達には、連続している歴史について自分の頭で考えてほしいと思います。本日は、私が生まれ育った環境が少し違っていたために、皆様とは違った感覚をもって歴史を見ることができたと思いますので、その話をさせていただきます。

私は、開戦と終戦時に外務大臣をした東郷茂徳の孫です。私は1945年1月10日に生まれましたので、戦争自体の記憶は全くありません。東郷茂徳は東京裁判で訴追され禁錮20年の刑を受けましたが、判決後2年で獄死しました。私が5歳の時に死んだので、祖父についての記憶は、うっすらとしかありません。祖父は、当時としては非常に晩婚で、さらに異例中の異例ですが、ドイツ人の奥さんをもらいました。子供は娘が一人で、それが私の母です。母は、非常に祖父に愛されて育ったために祖父との距離が近く、この戦争に至る過程ずっと祖父と一緒にいました。その母から、私が子供の時より、「おじいちゃんはこうだったよ」という話を、聞かされて育ちました。この中で幼い頃から非常に印象に残っていた話がいくつかあります。

一つ目は、開戦の時です。イマジネーションを働かせ、歴史を遡ってみてください。

1941年、日本とアメリカがいつ戦争になってもおかしくない状況の中、10月18日東郷茂徳は東条内閣に外務大臣として入閣しました。そこで最後に戦争を避ける為に、甲案・乙案という二案を作り、アメリカと交渉していました

た。ところが、11月26日当時のアメリカ国務長官ハルが、アメリカが要求していることを全部ぶつける案、いわゆるハル・ノートを出してきました。これはワシントン時間の11月26日に出て、東京に27日に着きました。外務省でそのハル・ノートを読んだ後帰宅した東郷茂徳の暗さは例えようもなく、全く人が変わっていたということです。それは、このハル・ノートが日本としては受け入れ難いものであったので、これで日本が戦争に入らざるを得ないと思ったからでしょう。この話を、私は母から何度も聞かされました。

祖父は真珠湾攻撃後しばらく外務大臣をしていましたが、首相と意見が合わないこともあって辞めました。野に下った後の1945年4月、再度外務大臣になり終戦工作をしました。二番目の話は、この後の東京裁判のときのことです。祖父は終戦工作には成功しましたがパールハーバーのときの外務大臣ですから、進駐軍が入ってきてすぐに逮捕されました。そこから祖父の東京裁判での戦いが始まります。1947年12月15日から26日にかけて、いわゆる東郷尋問が行われます。母と祖母も全ての裁判を傍聴していましたが、おじいちゃんは生き生きしていた、と言っていました。祖父は、ハル・ノートを受けた日本が戦わざるを得なかったことを法廷で主張しようと思っていたのでしょう。もちろん通告の遅延問題等がありましたが、しかし天に向かって恥じることのない開戦であったことを言いたかったのでしょう。

それからもう一つは、最後の判決の日の話です。世界中が注目する中、1948年11月12日に死刑判決が裁判長の口から出るたびに、そこにいる全ての人の息が止まったような何とも言えない雰囲気になったそうです。「広田を助けなければ！」というのが、祖父が母たちに言った最初の言葉だったそうです。

この話は、私が子供のころから何度も聞かされた話です。私は、いわゆる自虐史観とは異なり、「東京裁判のあの判決はおかしい」と子供の頃から徹底的に叩き込まれて育ちました。外務省ではロシアの仕事が中心であったため、東京裁判の問題を正面から考える機会はありませんでした。しかし条約局にいた時には、東京裁判について政府としてどう捉えるのか、について国

会で条約局長として何回か答弁しました。その答弁は、「極東国際軍事裁判については諸外国においても、また学者の間でも、裁判をめぐる法的な諸問題に関して種々の議論があることは承知していますが、いずれにせよ我が国はサンフランシスコ平和条約第11条により極東国際軍事裁判判決を受諾しており、これについて異議を述べる立場にはありません」というものです。これに関して、何人かの先生には、なぜ異議を唱えないか、と怒られました。しかし、先生方にご指摘をいただきながら東京裁判の判決がおかしいことは、私は子供のころから知っている、と心の中ではかみしめておりました。

外務省を2002年に退職し、その後オランダのライデン大学で2年間、プリンストン大学で2年間教えた後、台湾、そしてサンタバーバラに行きました。このころ、ジョージ・ワシントン大学のマイク・モチヅキという先生に、この大学で東京裁判のシンポジウムをすると聞きました。私は、これまでの自分の記憶などを整理し改めて東京裁判の勉強をしたいと思い、参加を依頼しました。こうして2007年11月のワシントンのセミナーでランチョンスピーチをすることとなりました。私は、ソウル大学に移っていましたが、そこで、東京裁判について書かれた本を20冊くらい日本で購入し勉強を始め、裁判に関する私の見解をまとめました。

まず、東京裁判の多数判決では侵略を基とした共同謀議を28年から45年まで続けたとしますが、これは事実に反します。なぜなら共同謀議を立証できないからです。二番目に、その共同謀議の結果、日本が侵略戦争をしたという点です。平和に対する罪は東京裁判では言うまでもなく一番の犯罪ですが、侵略戦争を犯罪として定義することは非常に難しく、そもそも事後法です。仮にそこについて何かしら論議があっても、戦争を遂行した人間を個人として処罰することは、国際法上はないのです。最後に、通常の戦時中の犯罪行為については反省すべき点がありますが、一方で米軍の日本占領中のレイプの話にみられるように、悪いことをしたのは日本だけではない、戦争に勝った方の犯罪はどこにあるのか、という点です。

さて、以上のこととはランチョンスピーチの参加予定者はもちろん知ってい

ことです。単にそれを繰り返すならあまり意味はありません。更に、東京裁判多数決判決を本当に否定するなら、「サンフランシスコ条約で判決を受け入れた」からといって、何もしないでいて本当にいいのかという道徳的问题につきあたります。そこで、東京裁判の判決を受け入れてきた戦後の日本の行動の中に何か意味はないのかと考えた結果、気が付いたのが天皇の問題です。東京裁判において天皇は訴追されなかったが、ここにこそ日本人がこれまで考えてきた以上に重大な意味があるのではないか、と思いました。戦後の天皇に関する問題点として挙げられるのが、憲法における天皇の象徴性についてです。もう一つは東京裁判における天皇の訴追問題で、今回はこの話を進めていきます。

戦争末期、日本はソ連を仲介にして和平工作をするのですがうまくいきませんでした。1945年7月26日にポツダム宣言が出て、その対処にゴタゴタしているうちに8月6日広島に原爆が落ちました。そして、太平洋戦争を本当に終わらせる日だと思いますが、8月9日ソ連軍が満州に攻め込み、長崎に第二の原爆が落とされました。しかし大日本帝国指導部の誰一人も無条件でポツダム宣言を受諾しようとは思っていませんでした。ただ一点、國体の護持、つまり皇室の安泰を条件としました。もし皇室が滅んだら、日本人が全員死んでもいいと指導部は考えていたのです。この感覚は本当に大変なことで、私の世代でもこれと全く同じ感覚です、と言えないものがあると思います。さて、最高戦争指導會議において、外務大臣が先の1条件であったのに対し、軍は3条件を加え、計4条件を主張しました。会議出席者が3対3に分かれ、最後に鈴木貫太郎首相が天皇陛下にご聖断をお願いし、天皇陛下が「私は外務大臣の意見をとる」とされました。これが第一回のご聖断です。そこでこの天皇のご聖断を受けた最初の回答が連合国に対して発出され、これに対して連合国側から、「将来の日本の政体は自由に表明された日本国民の意志による」という回答が到着しました。外務大臣以下和平派は、皇室と日本国民は相互の愛によって結びついているため、自由に表明された日本国民の意志によるならば必ず皇室はご安泰になる、と考えました。一方それで

は不十分であるという考え方と議論が再度平行線をたどり、最終的に8月14日第二回のご聖断で、天皇陛下がこれでよい、とされ、戦争が終わりました。終戦時の指導部にとっては、皇室のご安泰こそが、崩壊する日本の最後の誇りであったのだろうと思います。

戦後、東京裁判で天皇をどのように扱うかが問題となりました。例えば、オーストラリアは天皇訴追派でしたが、マッカーサーを中心になり結局これを収め、天皇は不訴追であり証人にも呼ばないとされ、東京裁判の表に出ませんでした。戦後日本史の定説では、マッカーサーは占領政策を効果的に遂行するために天皇を訴追しなかった、とされます。確かに天皇に対する日本国民の敬愛を占領行政の中で活用するため、という側面はあったと思います。しかし私は、天皇の不起訴こそ、ポツダム宣言受諾の際に出した国体護持という日本の唯一の条件を、アメリカが守りぬいた表れだ、と思います。そしてこれが、戦後の日本の政体の根本に、さらに日米関係の根本にあるのだと思います。日米関係は占領期間中に抑圧された言論のことを含め様々な問題があり、歴史認識問題に関しては、実際に日本を敗北させたアメリカを抜きにしては考えられません。もちろん中国・韓国も挙げられます。しかし、日本が戦争に負けた国とその後同盟関係を結び、これまで良好な関係を築き上げてきた根本にあるものが何かと言えば、私は、アメリカが日本の唯一の条件を守ったことにあると思います。

したがって日本の降伏は、無条件降伏ではありませんでした。そもそもポツダム宣言自体が条件を提示しているものであるため、無条件降伏とはなりません。加えていま申し上げた二回のご聖断をもって貫いた「国体の護持」という条件があります。ところが戦後、吉田内閣が日本は無条件降伏をしたと言い始めたのです。1951年に日本は、サンフランシスコ条約を締結し、千島列島を放棄しましたが、条約には千島列島の範囲の定義はなく、放棄先も明記されていませんでした。しかし帰国後の国会答弁において議員から政府が放棄した千島列島の範囲を聞かれた時、当時の西村条約局長は、放棄した千島列島の中に国後と択捉は入っております、という答弁をしています。こ

の西村答弁により、北方領土問題が日本にとって非常に難しい問題となってしまいました。さらにもう一つ、日本は無条件降伏をしました、という驚くべき西村答弁があります。ポツダム宣言においては、日本軍の無条件降伏とは書いてありますが、日本の国としての無条件降伏とは書いていません。当時日本のマスコミが、日本は無条件降伏をしたということを言うたびに、あれは無条件降伏ではない、と両親は本当に怒っていました。

最後に明るい話で終わらせていただきます。2007年11月30日のワシントンのジョージ・ワシントン大学のシンポジウムに呼ばれ、ランチョンスピーチをしました。これまで述べてきた話をここでしましたが、さらにベン・ブルース・ブレイクニという祖父についていたアメリカ人弁護士の話もしました。もちろん25人のアメリカ人弁護士は、一生懸命日本側に立った弁論をしたのですが、その中でも最も優秀だとされていた人で、彼によって、祖父は死刑を免れたと言ってもいいかもしれません。また、裁判の冒頭の弁護側反証段階で、彼はアメリカが広島に落とした原爆を明示的に言います。彼は、戦争というのは非常に嫌なものであっても、戦争自体は違法ではなく、日本の残虐行為を問うならば、誰が日本に対して原爆を落としたのか、我々は投下した人・責任者・参謀総長の名前を知っている、と述べました。これは速記録からは全部削除されましたが、今日ではこれをYouTubeで見ることができます。このブレイクニが弁護についてくれたこともあり、東郷茂徳は禁錮20年になりました。この後私達はブレイクニをベンちゃんと呼び、彼は両親の終生の友人になりました。両親に連れられて彼の麹町の家に遊びに行くと、電気冷蔵庫がありました。私が生まれた頃は、日本人の家庭では電気冷蔵庫を使っていました。毎朝リヤカーで氷屋さんが持ってきた氷を四角い箱の冷蔵庫の上に乗せる、という生活でしたから、電気冷蔵庫を見た時には本当に驚きました。またここで、生まれて初めてアイスティーを飲みましたが、世にも美味しいものでした。それから、ベンちゃんの大好きなチョコレートサンダーという、バニラアイスクリームにチョコレートをかけたデザートもいただきました。

さて、ランチョンスピーチの冒頭で、私にとって東京裁判は子供時代の思い出に結びついており、それは、アイスティーとチョコレートサンダーの思い出です、と言い、スピーチの最後にその理由を説明しました。その日の夕食会では私はマイクの横で議論をしていたのですが、最後のデザートの時に私の所にだけデザートが来ないので。するとマイクが「今日は皆様ありがとうございました。ランチョンスピーチをして下さった東郷さんもご苦労様でした。東郷さんのためにデザートをご用意しました。皆様ご静粛に」とアナウンスをし、ボーアに特製のデザートを持ってこさせました。巨大なお皿に、たっぷりチョコレートのかかった特大のバニラアイスクリームがのっている見事なチョコレートサンダーです。私は非常に感動しました。

歴史認識問題で最終的に向き合わなくてはならないのがアメリカです。しかし、その前に答えを出すべき二つの問題があります。一つは、まず中国・韓国と歴史認識問題を決着することです。これは、アメリカほど構造的な要因は無いと思いますし、逆に言えば中国・韓国と歴史認識問題を決着させずにアメリカと歴史認識問題を解決することはできません。アメリカとの歴史認識問題においては、開戦・終戦の2つの時期があります。開戦時のハル・ノート問題については、最近英語のウェブディベートで、日米交渉の最後の焦点になった「乙案」（英語では、「プランB」と言われています）についてのアメリカ人と我々日本人との認識が、同じ案について議論をしているのかわからない程食い違っていることに気づかされました。終戦時の原爆については、日本がアメリカに対して原爆の話をする時に、中国・韓国が日本の言う通りだ、という状況を作らないといけないと思います。

いずれにせよ、多くの人の力によって日本は、アメリカに叩き潰された戦争から立ち直ることができました。日米間には様々な問題がありますが、しかし1945年からの両国の関係において築きあげてきたもの、私にとってそれはマイクのチョコレートサンダーですが、その良好な関係を大事にし、恩讐を超えて相互理解を深めた上で、アメリカと歴史認識問題を議論して欲しいと思います。その答えが出た時に、戦争に負けた日本はもう一度世界に冠たる

国になることができるのではないでしょうか。ありがとうございました。

III トークセッション・要旨

1 東京裁判について

東郷 日本国政府の立場は、私が先程ご紹介した、サンフランシスコ平和条約第11条で東京裁判の judgement, つまり判決を受諾した以上異議を唱える立場にない、という所から変わっていないと思います。したがって、その次の問題は私個人として判決をどう考えるかということになります。東京裁判の多数判決にみられる陰謀史観については、これは歴史的事実に反します。陰謀史観は、特定の集団が特定の時期に一つの理念のもとに統一して動くもので、ドイツのナチスにみられます。しかし、日本の場合は1928年の世界恐慌から1945年の間まで、多くの勢力が争いながら結果としてある種の方向に流れて行きました。誰かが陰謀を作る陰謀史観と、日本の歴史的事実とは全く違うのです。

また、侵略戦争とされましたるが、事後法であり、よって法的には成り立ちません。

残虐行為について言えば、ドイツが裁かれた ethnic cleansing を核とする crime against humanity があります。しかし、日本の裁判においては人種滅殺ジェノサイドとしての、crime against humanityではなく、通常の戦争における違法行為としての判決が下されました。これは否定できないことですが、通常の戦争犯罪となれば、全ての国にみられるでしょう。

ですから私個人としては、法的行為としての東京裁判というのは全然認められないものです。それでは東京裁判の意味を考えるにあたり、日本人として、あるいは、私個人としてこれを受け入れる要因はないかと言えば、先程お話しいたしました天皇訴追の問題が挙げられます。

もう一つ付け加える点があるとすれば、多数判決を認められない、と言った場合、東京裁判の多数判決はだれが出したかというと、連合国です。日本人として戦争をどう総括したらよいか、という問題で東京裁判多数判決は右

派左派に関わらず批判されてきました。そうなると、日本人が自分で判断したもののは無いのか、ということが次の問題になってきます。私は、冷戦後に日本政府として判断を下したものがあると思います。いわゆる村山談話でどちらかというと左思考ではあると思いますが、ここには、日本人の魂の遍歴や、日本とは何だったのか、日本は何をしたのかということの一つの結論が出てきています。この談話には、東京裁判を乗り越えるものがあるのではないか、というのが私の意見です。

2 祖父としての東郷茂徳の名誉回復について

東郷 私は、個人的には、祖父の名誉回復のために何もしていません。祖父を裁いた東京裁判の不当があるならば、日本人としてどのような総括をするのが正しいかを考えなければいけない、その最高の到達点である村山談話を基礎に戦争の総括と和解を進めていくことが、私に与えられた課題と認識しています。

3 G H Q の検閲体制と東京裁判について

乾 産経新聞社説では、従属外交から脱却すべき、とよく書いています。問題は、メディアにおいてもこれまで何も考えてこなかった、ということです。なぜかといえば、GHQ の検閲が巧妙かつ精緻なものであったからだと言えます。

この本（山本武利『G H Q の検閲・諜報・宣伝工作』）の104頁を読んでみてください。大山郁夫の放送拒否事件というのがあります。大山さんはアメリカに戦時中亡命した人なので、戦後、GHQ は思った通りを言ってくれると考え、彼を NHK に出演させました。大山さんは、日本は無条件に降伏したのではないと放送で言おうとしたのですが、原稿を事前検閲され、もちろん GHQ により放送は中止になりました。後日、大山さんは GHQ の意見を入れて無条件降伏という放送をしましたが、これより後に、一回検閲に引っかかったが私は自分の意見を言った、と書いています。大山郁夫さんという

人であっても、自分の意識を捏造してしまったということであり、NHKでは現在も無条件降伏と言っている人が多いのです。

この検閲の影響は、例えばNHKの紅白歌合戦にも見ることができます。島倉千代子は30回出場しましたが、「東京だヨおっ母さん」は紅白で1回も歌っていません。これは歌詞の2番に、母と娘がお兄さんを追悼する靖国神社に行った、あるためです。占領後もNHKは自主規制をして、この歌は1回も紅白では歌わせないです。それこそ、東京裁判の時にみられたメディアの検閲の影響に他なりません。この検閲に関しては、新聞においても見ることができます。新聞記者も条件付き降伏だと皆知っていましたが、無条件降伏と書かないとそもそも検閲は通りませんでした。よって産経新聞以外は、東京裁判の頃から見られた検閲体制から未だに脱却していないのです。

4 戦後レジームからの脱却と東京裁判について

乾 今から申し上げることは、私の個人的な意見であり、社論ではありません。私は、靖国神社に總理が行けば片付くという単純な問題ではないと思います。日本が戦後レジームから脱却できないばかりに、中国・韓国とも、いつまでたっても緊張状態にありますが、これを回避するためには、一回挫折している日韓・日中の共同歴史研究を再度するべきです。そうすれば、ある程度の落とし所は見えてくるはずです。しかし、今は全く膠着状態で、両方が自分の言い分を主張しているだけです。この共同歴史研究をするためにも、日本人は、もっと東京裁判を知らないといけないと思います。

昭和30年に衆議院本会議において、戦争受刑者の即時釈放要請に関する決議がなされています。公職追放もされた永山忠則代議士が趣旨説明で、「戦争直後の報復感情の熾烈なる時期でありまして、わが国は、敗戦国民として遠慮すべき立場と、世界平和の回復を一日も早く招来せんことを念願いたし、また平和のいしづえとしての意義を認めまして、忍ぶべからざるを忍び、涙をのんで戦争裁判の結論に服したのであります。従って、わが国の立場とすれば、この裁判の結果を誹諭するがごときは慎むべきであると存じますが、

今次大戦における戦争裁判は、パール判事の無罪論によっても明らかなように、世界史的観点に立って見るときは幾多の疑問を抱くものでございます」と言っています。しかし今の人たちは、何を靖国でそんなに騒いでいるのかを、知りません。中国・韓国に、問題がどこにあるかを、冷静に客観的に捉えてもらわないといけないのですが、そのためにはそもそも日本人が東京裁判を知らないといけません。

5 東京裁判における天皇の不起訴問題について

東郷 直接祖父がその点について話した記憶はありません。いずれにせよ、戦犯全員が一致して、天皇訴追はとんでもないと考えていました。先程から繰り返した通りですが、国体護持こそが日本が付けた唯一の条件ですからそれだけは守ってもらわねばならない、ということに尽きます。

乾 日本が出した条件をアメリカは守ったという東郷説は説得力があると思います。ここを守らなかったら、結果として日本統治に支障をきたすのが、誰の目にも明らかでしたから。結果としての利用論というのは、大いにあるでしょう。左派は天皇をなぜ訴追しなかったと言うのですが、天皇が訴追される可能性は当初から全くなかったと思います。欧米のメディアでは、オーストラリア、またアメリカにおいても訴追すべきだという世論調査が異様に高かったことを報じておりますが、しかしやはり当初から天皇訴追の可能性はなかった、と私は思います。

6 靖国神社参拝について

東郷 外交の現場にいた間は、この問題を私が直接的に仕事としたことはありませんでした。2002年に外務省を辞めてから、取り組み始めた問題です。辞めた時は、小泉総理が靖国神社に参拝に行ったため、日ごとに日中関係が悪化している時でした。私はオランダにおりましたが、いてもたってもいられずに歴史問題の勉強を始め、それ以降は強い関心を持ってフォローしてきました。私は、靖国問題に関しては、先ず、太平洋戦争で亡くなった大部分

の人は、死んだら靖国に行って会おうと言っていました。それが亡くなられた方及び遺族の心の記憶に残っており、これは尊重しなくてはいけないと思います。問題が難しくなったのには、二つ原因があると思います。

一つは、日本自身が、戦争についての総括をしてこなかったため、靖国に祀られたA級戦犯についての心が割れてしまう、ということです。これは非常に難しい問題ですが、私は、村山談話により過去に対する責任を認めた以上は、国民の大部分、グループないし個人としてどこに責任があるか、日本自身で考えなくてはいけないと思います。

A級戦犯、戦争の主導者の責任という問題について、日本人自身が結論を出せば靖国についても相応の結論が出てきます。もしも、誰に責任があるかについて個人名をあげるとすれば、これまで連合国が示したA級戦犯しか具体名はないのです。2006年に読売と朝日が一緒になって研究をし、読売が本を出版しました。関係者の努力は多としますが、今、もう一回私たちで、戦争の主導者の名前を出した線引きができるかといえば、できないでしょう。

また、ナチスの陰謀史観に基づく戦争とは異なり、日本の戦争は国運の一つの流れの結果で、その最終的責任は国民、少なくともその大部分にないのかという問題があります。そうであるならば、日本国民全体の責任を背負って処刑されたA級戦犯を、私たちは敬うべきです。しかし、そこについての議論ができるないのが現状です。

もう一つは中国です。中国は1972年に日中国交回復をした時に、中国人民と日本人民は、日本軍国主義者の共通の被害者である、と線引きをしました。田中角栄先生も大平正芳先生もそうでしたが、それ以降の日本の政治家で中国の線引き論に反論した人は一人もいません。そうすると中国は、線引き論を日本は受け入れたのだろう、と考え、そう思われることに一定の根拠がでてきます。私は、日本は中国の線引きを受け入れたというよりも利用した、と思います。これは許せないことです。なぜなら、自分の歴史問題を自分で考えずに、中国の流れに乗って40年間便宜的に戦後の日中関係と世界に対する関係を作ってきたからです。こうして、中国の論理での戦争責任者が靖国神

社にいるのにどうしてお参りするのか、という問題にも発展し、政治家も複雑化した問題にどう対処したらよいのか分からぬ所に来ているのです。

7 麻生元総理が外務大臣の時の提案について

東郷 麻生総理の提案は、非常に興味深いとは思いました。そもそも、英靈を祀るという本来国の行為を、終戦時に国が靖国神社に丸投げしてしまったのです。後に、政教分離をしたため靖国の行為について国は何も言えません、としています。しかし、靖国に祀られる人のリストを作ったのは国です。国がリストを作ったという責任を認めないで靖国の責任とすることは、私は許せません。

また、靖国でもう一つ許せないのは、昭和天皇と今上天皇の大御心を慮らない私たちの行動です。天皇陛下には、A級戦犯合祀後、靖国神社に行っていただけていません。総理大臣が行くことは小さな話で、どうしたら天皇陛下に行っていていただくかという事を全員真剣に考えるべきなのに、そのことを考えているとはとても思えません。

乾 やはり、東郷先生が言われた通り、日本政府が歴史問題に向き合うことから逃げてきたのです。私は、村山談話を低く評価します。村山さんの個人的な素朴な思いがあってあの談となったのでしょうが、日本国総理としては衆知を集めてすべきでした。内閣記者会見の時に私は、「過去の一時期、国策を誤る」という点に関して、「過去の一時期とはどこか、広田弘毅の時か、東条英機の時か」と総理に聞きましたが、何も答えられませんでした。戦後50周年経つならばこそ、日本の歴史研究についてオープンに議論をし、戦争の責任の所在を明確にすべきでした。広田、東条、もしくは天皇、あるいは国民にその責任があるという人もいるかもしれません、議論なしに一片の談話にしてしまったことが問題をより拗らせてしまったのだと思います。この村山談話に対する保守勢力の不満が今に至るのは、そのためです。

東郷 私も長い間、そのことは疑問に思っていましたが、最近少し発想を変える余地があるのではないかと思うようになりました。私は、カール・ヤ

スペースに代表される西洋的知性に対して、日本的大拙が挙げられると思います。この村山談話のすごさは、まさにその定義していない侵略、植民地主義を語っている所だと思います。ふわっとした直感的な、しかし日本国民の中のある種の気持ちを村山談話に収めてしまいました。私達がこれを活用していくことが、今度は政治的に日本が世界と戦っていく時に大変な力になるのではないかと思います。1985年のワイツゼッカー演説の根底に、ヤススペースの「ドイツの四つの罪」があったように、村山談話の背景には、鈴木大拙の「日本の靈性」があったと言って良いと思います。そのような観点から、アメリカ人、韓国人、中国人、台湾人と5人で本を出版しました。

乾 逆転の発想という事ですね。一つの立場からではなく、幅広い所から問題を見ないといけません。ですから皆様には、まず産経新聞、次に東郷先生の本、最後に朝日新聞を読んでいただいてから、自分の考えを述べて欲しいと思います。

8 フロアより質問（1）：「サンフランシスコ条約第11条について」

山本昌弘氏（國士館大学特別研究員）より以下の発言があった。

「東郷先生にサンフランシスコ条約第11条について伺いたいのですが、私は2年前までアメリカに長くおりまして、その時に一度この問題について資料を調べたことがあります。National Archives にも行きまして、サンフランシスコ条約の成立する過程の文書を調べるなどしました。また第11条の解釈について、国際公法を専門にしている全米の学者340人にアンケートを送り、回答を集めました。その結果、日本政府の見解と異なった意見が、アメリカの国際法学者の間で圧倒的多数を占めている結果を得ました。その意味では、日本政府の見解というのは異常ではないかと思います。サンフランシスコ条約が締結された当時のいろいろな資料・論調などをいろいろ調べてみたのですが、第11条に関して今の政府解釈のような意見は全く見当たらぬのです。となりますと、今のような解釈に変わったのはいつ頃か、どうい

う動機・理由があつて変わったのか、もしご存知でしたら可能な範囲でお答えをお願いします。」

以上で言う、「アメリカの圧倒的多数の意見」について、山本氏より、「まず少数ですが、東京裁判は勝者の裁きであり従う必要はないというのもありました。しかし圧倒的多数は、東京裁判は戦犯個人に対する判決であり(judgments)、日本国に対して下された判決ではないので、それに対して日本国政府は従う必要も受け入れる必要もない、という意見でした。また、11条条文を司会者、東郷氏お二人とも、judgmentとおっしゃいましたが、正確には judgments です。ここは重要な注意点になると覚えていただければと思います。」と説明があった。

以上の山本氏の質問を受けて、東郷氏より、第11条について「自分の周りのアメリカ人は、11条の解釈について、日本政府が判決については中立的であつていいと言っている人はいないが、国際法の解釈としてそれが多数意見であるというのであれば、今後新たに勉強していきたい」との回答があった。

フロアより質問（2）：「東京裁判でのパール判決について」

フロアより、東京裁判の正確な翻訳を、大東亜戦争における東京裁判の再評価という観点から、行なってほしいとの意見が出され、これについて乾氏より、以下の回答があった。

乾 「どうもありがとうございます。実は、パール判事のインタビューに、日本人記者として最初に行ったのは産経新聞が吸収合併する前の時事新報です。東京裁判の判事へのインタビューは、一切日本人記者にはできなかったのですが、裁判の終了近くに時事新報の記者だけにインタビューを許されました。よって、パール判事を日本で広めたのは我が社の前身ですが、その記者がどうもガス抜きに使われたのではないか、と思います。反対している人もいる中での判決を受け入れろ、ということでしょう。後にその記者も、その当時全部検閲されている中で、パール判事のインタビューをした意味は、裁判に公正性の担保があることをアメリカが言いたかったのだろう、と書い

ています。今後、産経新聞も東京裁判について國立館大学の全面協力を得て、幅広い角度から取り組んでいければと思っています。」

以上に関連して、東郷氏は、パール判決について以下のように述べた。

東郷 「極東裁判のような裁判の中で、全員無罪という判決を出すということはすごいことで、私は極東裁判を組織した人たちからすると、これは想定外であったと思います。いずれにせよ、当時は全員無罪の判決は日本国民の目に触れないようになっていましたが、判決文もきちんと残っています。日本だけでなく、世界レベルでも研究すべき判決だと思います。またパール判決だけではなく、オランダのレーリング判事やフランスのベルナール判事の出した少数意見や、弁護側反証弁論や各被告について25人の米国人弁護人の出した意見など、東京裁判の再評価においては、これらの意見が持つ意味を取り上げるべきだと思います。」

もう一点、東京裁判の多数判決自体は納得できませんが、裁判があったことにより、東条英機も東郷茂徳も自分の意見を完全に法廷で言うことはできました。その言葉は、当時の占領下の日本のマスコミには、国民に全部伝えるということはできなかったけれども、裁判で言ったことは記録として残っています。今日、戦争についての日本の当時の考え方を知るためには、東京裁判での東条論告・東郷論告は他に代えがたい一次資料です。だからといって、裁判を全部肯定するわけではありませんが、私達はこれらの一次資料を生かして、少なくとも学者としての意見を立てていかなくてはいけないと思います。」

以上をもって、今回のトーク・セッションを終えた。

以上